

【概要版】奥州市農業振興ビジョンの改定について

1 経緯

奥州市農業振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、令和元年度から8年度までの計画としており、第2次奥州市総合計画後期計画の策定と合わせ、令和3年度に中間評価・見直しを行うもので、奥州市の基幹産業である農業が地域活性化の一翼を担うことができるよう、継続して市の農業振興における道標とすべく改定するもの。なお、今回から市総合計画後期の施策と農業振興ビジョンの取組を連動させる。

2 中間評価について

市農林審議会の承認を受け（書面表決）、関係機関で構成する専門部会「市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議」を設置し、2020農林業センサスなどの統計調査結果等を基に、中間評価時点での各方針の目標値の達成状況を確認し、今後の取組の方向性について検討した。

(1) 中間評価時点における各方針の達成状況等

方針 NO	方針区分	施策区分	計画策定時の主な取組	目標 NO	項 目	単位	2019年度 (現状)	2021年度 中間評価時点			2026年度 目標値 (最終評価)	備考
								目標値	実績値	達 成 状況等		
1	農地の生産性の向上	(1) 基盤整備の推進 (2) 農地の集積・集約化 (3) 遊休農地等対策の推進	(1) 基盤整備事業の導入による農地集積・集約の促進、地形条件に合わせた営農条件改善の支援など (2) 貸与・売渡し希望農地の掘り起こしと集積のあっせん、農地中間管理事業の導入など (3) 利用状況(意向)調査の実施、肉用羊の拡大、有害鳥獣対策の推進など	1	経営体育成基盤整備事業等の水田整備面積	ha	3,975	4,489	4,006		5,084	
				2	経営体育成基盤整備事業等の農地集積面積	ha	2,804	2,889	2,889	○	3,001	
				3	担い手への農地集積率	%	59.5	67.0	61.0		75	
				4	耕作放棄地面積	ha	839	860				2020センサス調査対象外
					遊休農地面積	ha	22.8	—	21.8	○	21.8	新規設定指標（策定時からの面積減で評価）
					新規2号遊休農地面積	ha	1.0	—	0.2		0.2	新規設定指標（策定時からの面積減で評価）
2	担い手の確保・育成	(1) 地域の中心となる担い手の確保・育成 (2) 多様な農業者が活躍する環境整備 (3) 新たな担い手の確保・育成	(1) 強い経営体の育成、集落営農の組織化・法人化支援など (2) 高ニーズ農産物の生産支援、農福連携の推進など (3) 認定新規就農者の確保に向けた研修、就農希望者の研修・就農支援など	1	農産物販売金額3,000万円以上の経営体数	経営体	86	90	104	○	114	
				2	法人の集落営農組織	件	45	60	53		75	
				3	新規就農者〔評価時点から過去5年間ごとの累計値〕	名	117	122	117		130	
3	消費者から支持される産品の生産力のアップ	(1) 米穀の生産性の向上 (2) 園芸の拡大 (3) 畜産王国への復権	(1) 生産性・市場性の高い産地づくりの推進、大型機械・施設の導入支援など (2) 土地利用型園芸品目の生産の拡大、園芸団地整備の検討、先進技術の導入支援など (3) 和牛の販売戦略の立案、子牛の生産体制の強化、肉用羊の拡大など	1	農業産出額（※）	億円	218	226	232	○	236	計画時目標 238億円
				2	農業産出額〔米穀〕（※）	億円	110	112	129	○	129	計画時目標 115億円
				3	農業産出額〔畜産〕（※）	億円	65	67	62		65	計画時目標 70億円
				4	園芸〔野菜・果実・花き〕（※）	億円	41	45	38		40	計画時目標 51億円
4	本市の農畜産物の需要拡大	(1) 消費地への戦略的な販路開拓 (2) 地産地消のイメージアップ (3) 6次産業化の推進	(1) 販路開拓への支援、輸出の支援など (2) 直売所等の販売施設のPR、食育の推進など (3) 6次産業化に挑戦する人材への支援、食の外部化に対応する6次化商品の研究など	1～4	農業産出額（※）【再掲】	億円	方針3の1～4の再掲につき記載を省略（2項目達成）					
				5	学校給食への地元食材の利用率	%	44	45	41		45	計画時目標 49%
				6	農畜産物の主な産直施設販売額	億円		—	17.4		17.8	新規設定指標
				7	市の商品開発等の支援による6次産業化件数	件	5	7	7	○	9	計画時目標 10件
				参考	ふるさと納税返礼品における米の重量	t	137	150	550		228	
				参考	米の輸出量	t	606		1,400		2,590	参考 新規設定指標

※農業産出額について、現時点での傾向を踏まえ算定しているが、今後関係機関と調整する。

方針 NO	方針区分	施策区分	計画策定時の主な取組	目標 NO	項 目	単位	2019年度 (現状)	2021年度 中間評価時点			2026年度 目標値 (最終評価)	備 考
								目標値	実績値	達 成 状況等		
5	農山村の振興	(1)農村の保全と活性化 (2)山林の再生による特用林産物の振興	(1)農村の維持・保全のための組織活動の強化、有害鳥獣対策の推進など (2)森林資源の再生、新たな特用林産物の育成など	1	農業振興地域での新規転入就農者数	名	11	15	5		20	
				2	多面的機能支払交付金制度の取組面積（※）	ha	14,997	14,997	14,220		13,500	計画時目標 14,997ha
				3	中山間地域等直接支払制度の取組面積（※）	ha	6,110	6,110	5,647		5,250	計画時目標 6,110ha
				4	電気柵設置延長（補助対象）	km	31	44	48	○	69	新規設定指標

※ 【計画策定時】多面的、中山間の取組面積は最大限まで拡大していることから、現在の取組面積の減少を抑止することを目指す。達成 7（未達成：12）

(2) 中間評価時点における各方針の取組状況等

方針 NO	方針区分	主な取組の状況と今後の方向性
1	農地の生産性の向上	基盤整備事業は、遺跡調査及び登記手続きに時間を要したことから事業完了となっていないが、工事は概ね計画どおりの進捗となっており達成の見込であるが、継続実施が必要である。 令和元年度に実施した耕作者へのアンケート、その結果を基に作成した図面を利用し、令和2年度末までに地域の話し合いを実施し地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の実質化を進め、地域内農地の集積・集約化についての情報が整理された。今後はマスタープランの実践(※)の取組が必要である。 日本型直接支払制度を推進したほか、鳥獣被害対策を行う組織、地域の支援に取り組んでおり、継続実施が必要である。
2	担い手の確保・育成	担い手に係る農業経営改善計画の策定等支援のほか、胆江地方農林業振興協議会(以下「胆振協」という。)を中心に各種研修会や相談活動を実施した。マスタープランの実質化に向けたアンケート結果では、集落営農組織のうち、法人化予定が無い組織や方針未定の組織が多数あり、今後は方針未定の組織を中心に、地域の実状に合わせた支援が必要である。
3	消費者から支持される 製品の生産力の アップ	地域の中心となる経営体等に対し、国補助事業等の活用による経営発展に必要な機械・施設等の導入を支援したほか、胆振協等によるスマート農業先進産地の視察対応等を推進し普及啓発に取組んだ。農畜産物の生産については、コロナ禍等の影響もあり計画策定時点より需要が減少する見込みであり、「米穀」、「畜産」、「野菜・果実・花き」のいずれについても、JAを中心に販売戦略の立案、生産体制の強化、施設整備等を進め、高品質・低コスト生産による収益向上へのさらなる取組が必要である。
4	本市の農畜産物の需要拡大	関係機関等と連携し、市産農産物等のPRキャンペーンや情報発信に取り組んだほか、6次産業化件数も着実に増加した。今後も関係機関と情報共有しながら販路拡大などの支援に取り組み、さらなる需要拡大を目指す。
5	農山村の振興	日本型直接支払制度の取組組織に対して研修会や現地指導、出張受付・相談等に取り組んだほか、有害鳥獣対策を行う組織、地域の支援に取り組んだ。中山間地域等直接支払制度5期対策開始に伴う協定農用地の見直しによる減少となったが、今後の人口減少化によりさらに取組面積の減少が見込まれることから、荒廃農地の増加を防ぐために、遊休農地面積の解消に向け継続した取組が必要である。

※マスタープランの実践…農地集積・集約化の推進（貸付意向等リストの作成、貸付意向農地の仕分けとあっせん活動、相対契約または農地中間管理事業への誘導）など

3 ビジョンの見直し（改定版の策定）について ▶中間評価を踏まえて、市において関係機関と調整を図り改定版を策定。

(1) 改定の基本方針
現行ビジョンを継承しつつ、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和3年12月策定）で定める所得目標（400万円⇒420万円）や労働時間（2,100時間⇒2,000時間）の目標を達成するために、高い技術力と経営力の獲得を支援し、収益力の向上を目指す。

(2) 改定するビジョンにおいて新たに盛り込んだ主な取組や見直し事項

NO	内 容
①	地域農業マスタープランの実践を基に、地域の農業を維持・発展させる取組を推進するため、定年退職者等の経営継承候補者確保の取組や集落営農存続・発展の取組を強化する。 ア 第三者継承など、後継者確保に係る関係機関との情報共有・支援策の検討 イ 関係機関と連携し、兼業農家の後継者向け研修等の検討、実施 ウ 集落営農のビジネスモデルの早期構築に資するため、水稻育苗ハウスの遊休期におけるミニトマトの養液栽培による生産などを関係機関と検討、支援（雪害復旧対策）
②	農繁期の労働力確保策を研究する。（例：特定地域づくり事業※協同組合など） ※特定地域づくり事業…マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を言う。夏季は農業に従事し、冬季は除雪作業に従事するなどの雇用確保が可能。（①財源構成：1/2料金収入、1/4交付金、1/8特別交付税、1/8市負担、②対象地域…地域人口の急減に直面している地域）
③	新たな荒廃農地を発生させないために荒廃農地の前段階となる遊休農地の増加を防ぐこととし、地域農業マスタープランの実践や日本型直接支払制度などの取組を推進する。 ◎中山間地域において放牧や景観作物の作付けなどによる粗放的な管理の検討・支援
④	生産体制強化につながる各種支援のほか、6次産業化についても生産者や事業者が自らの経営方針の基に、責任をもって多様な取組を推進出来るよう関係機関と連携して支援する。
⑤	畜産振興に関する取組について「獣医療の体制整備」として項目を追加し、獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画等に基づき、関係機関において情報共有を図る。
⑥	その他の変更（県や市の各種計画の更新、農業産出額の見直し、「関連するSDGsのゴール」欄に奥州市版SDGsを掲載、統計データの更新など）

⇒方針区分2 関連

⇒方針区分2 関連

⇒方針区分1・5 関連

⇒方針区分3・4 関連

⇒方針区分3 関連



改定ビジョンは現行ビジョンの方針等を継承しつつ、現状に即して新たに取組むべき事項等を盛り込むとともに、未達成項目の多い方針区分「2」と「5」について、対応を強化する必要がある。